

御膳姫社板碑群

涌谷町教育委員会

御膳姫社板碑群調査報告書

序

先きに、涌谷町の文化財（Ⅱ）中世編において当町大谷地内にある御膳姫社の板碑群について写真をそえてその概要を紹介しあげておった処ですが、その後宮城県追川総合開発事業による河川改修で、当該地の神社並びに板碑群の移転に迫られました。そこで、それを契機に発掘調査を実施致したわけでございます。

大谷地は追川が蛇行をなしつつ北上川に合流する地帯であり、往時一大遊水地帯を形成し一面の野谷地であったことと思われます。その微高地に神社があり板碑が建てられたことは、治水工事の行われぬこの沿岸が度々の洪水のため耕地の開発や聚落を形成することが大変困難な実情にありながら、その不利な条件を克服しつつ当時、社会的に実力のあつた武士とか豪族とかが居住し、周囲の開拓をなしつつ先祖の供養とか自分の現世安穩や、後世善処を祈念する意味においての板碑建立であらうと思われまます。

これらの調査研究によって中世史の一端がより解明され、正しい理解と認識のもとに愛郷心が一層深まることを期待いたしました。

調査指導に当たられた県教育庁文化財保護課の佐々木茂植係長、小井川和夫技師、調査指導と、本書の執筆に当たられた、尚綱女学院の佐藤正人氏及び発掘整備に当たられた関係機関並びに大谷地地区の方々に深甚なる感謝を表するものであります。

昭和五十五年三月三日

涌谷町教育委員会

教育長 中川清彌

例 言

1. 本書は、宮城県遠田郡涌谷町大谷地を流れる迫川の総合開発工事計画に伴う御膳姫神社および境内板碑群の移転にかかる事前発掘調査報告書である。
2. 遺跡名…御膳姫神社板碑群
3. 遺跡所在地…宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地
4. 調査委託…宮城県迫川総合開発事務所
5. 調査主体…涌谷町教育委員会
6. 調査担当…宮城県教育庁文化財保護課
佐々木 茂 植 小井川 和 夫
尚綱女学院短期大学 佐藤 正 人
7. 調査協力…(順不同・敬称略)
草岡耕平他御膳姫神社役員、氏子、地元有志
8. 調査期間…昭和54年4月12日～4月16日
9. 調査面積…30㎡
10. 出土した板碑は、移転後の御膳姫神社境内に設置した。
11. 御膳姫社板碑群周辺の遺跡(第2図)は、宮城県文化財調査報告書第28集宮城県遺跡地名表、並びに涌谷町教育委員会作成のものを参照した。遺跡番号は便宜上組みなおし、必要な遺跡のみ付した。
12. 本書板碑解説作成にあたっては、東北学院大学教授 佐々木慶市氏の御指導を得た。
13. 本書は序文、涌谷町教育委員会教育長中川清彌、調査に至る経過は同教育委員会本郷和郎氏が執筆し、他の執筆編集は調査員の協議を得て佐藤正人が担当した。
14. 本遺跡の調査に関する諸記録および拓本は佐藤正人が保管している。

目次

一、調査に至る経過	4
二、遺跡の位置と歴史環境	5
1. 位置と自然環境	5
2. 周囲の遺跡	5
3. 中世の涌谷	7
三、調査の方法と経過	9
1. 調査の方法	9
2. 調査の経過	9
四、発見した板碑	14
1. 板碑の概念規定と宮城県内の板碑	14
2. 発見した板碑	16
3. 有記年板碑	16
4. 無記年板碑	25
5. 加工方法	26
(1) 形態加工	26
(2) 種子彫刻	28
6. 御膳姫神社板碑群板碑の特色	31
五、まとめ	31

一、調査に至る経過

板碑群は、宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地内に位置する。涌谷町東辺を流れる旧追川が北上川に合流する地点より約二キロメートル上流の自然堤防上に形成された、鎌倉、室町時代の板碑二十七基の板碑群であり、御膳姫神社の境内に建立されている。板碑の一部は、堤防下追川より引き揚げられたものもある。涌谷町教育委員会ではこうした中世板碑の保存を図るため現地に説明板を設置し、文化財として周知した。

昭和五十四年一月に至り、宮城県追川総合開発建設事務所長より宮城県施行の追川改修工事に於ける大谷地々内の施行に伴う、同地区の板碑群の調査依頼が出された。

涌谷町教育委員会では宮城県教育庁文化財保護課の指導を受けて宮城県追川総合開発建設事務所主査遠藤好三、千葉輝幸第一係長立会の下、現地踏査し、協議の結果、昭和五十四年度の追川改修により、神社及び板碑群の移転は避けられないものと判断するに至った。

移転に伴う板碑群の保存策として、地下遺構の検出の可能

性があるため、板碑群域約三十平米の発掘調査を実施し記録に残すこととした。発掘調査は、昭和五十四年四月十二日から四月十六日の五日間、宮城県教育庁文化財保護課佐々木茂植調査第一係長、小井川和夫技師、尚嗣女学院佐藤正人氏の指導の下に実施された。

尚、その後の経過として、河川改修が始まり、工事中に旧自然堤防斜面地下より金泥の塗られた刻銘のある板碑が数基発見されている。

二、遺跡の位置と歴史環境

1. 位置と自然環境

御膳社反輪群は、石巻線浦谷駅より東方9 km、柳津線葛岳駅より北方0.5 kmの浦谷町東端に位置する御膳社境内裏手に配列されている。(第1図)



2. 周辺の遺跡

浦谷町内には、縄文時代早期以降近世に至るまで多くの遺跡が確認されており、その中には長根貝塚のようにすでに発掘調査が行なわれ、学術的にも高く評価されている遺跡も多い。以下、浦谷町内の遺跡を概略する。

浦谷町内で最も早い時期に形成された遺跡として、縄文時代早期の遺物を出土する長根貝塚があげられる。同貝塚は、県北最大の貝塚で、多量の石器・土器とともに骨角器が出土し、現在国指定史跡として保護されている。縄文時代の遺跡としては、その他に、前期

浦谷町中央には、田尻町から東に向って延びる葛岳丘陵が位置し(加護坊山 224.0 m、山王山 200.7 m、葛岳山 222.3 m)この丘陵の周囲には沖積平野が発達して広がっている。葛岳丘陵南側には、黒川鹿島台丘陵との間を東西に江合川が流れ、又北側には、迫川が東西に流れ、桃生町との町境を流れる旧北上川と大谷地・和瀬で合流する。両河川とも明治以来の河川改修により現在直線状を呈しているが、大谷地から太田にかけて、三日月湖・自然堤防が残り、かつての蛇行のはげしさを物語っている。周辺の平野部は、迫川より一段低い後背湿地として形成されており、集落のほとんどが、現在でもこの自然堤防上に営まれている。同板碑群も、迫川の自然堤防上に位置している為、造立以来何度となく水をかぶったものと思われる。



1 長根貝塚 (縄文)
2 小里山土沢貝塚
3 大平岡ツナギの
沢貝塚 (縄文)

4 小段貝塚 (縄文)

5 御殿場貝塚 (縄文)

6 猪久遺跡 (弥生)

7 大松森遺跡 (土器器)

8 長根遺跡 (須恵器)

9 追戸横穴群

10 黄金山産金遺跡

11 花野群塚

12 八幡塚群

13 天等塚群

14 猪久塚群

15 神取山城跡

16 野宮塚群

17 武田塚群

18 六塚塚群

19 日向塚群

20 立安元年板碑

21 題目板碑地

22 孝海上人権刻板碑

23 立安元年板碑

24 立安元年板碑

25 御願神社板碑群

26 浦谷城跡

の土器を出土する境沢貝塚、中期の遺物を出土する小里道祖神團貝塚、後期・晩期の土器を出土する小里松崎遺跡等、葛岳丘陵北側追川と南側の江合川流域を中心に確認されている。

弥生時代の遺跡は、未だ確認されていない。

古墳時代の遺跡は、江合川流域に多くみられる。古墳時代後期に造られた追戸横穴古墳群もその一つである。

同横穴古墳群は100基以上あるといわれ、昭和37年の発掘調査では土師器・須恵器はもとより直刀・玉類が数多く出土した。

奈良・平安時代の遺跡としては、昭和35年に伊東信雄氏が「天平産金遺跡」として発掘した黄金山産金遺跡をはじめ、長根塚群があげられる。又大同年間、真言宗西光寺が小里に、嘉祥年中には、慈覺大師によって開山されたと伝えられる天台宗慈峯寺が成立する等、奈良平安時代の浦谷は、経済的に中央から注目されるとともに高い文化の流入があったものと思われる。

鎌倉・室町時代になると、寛峯寺は全盛期を迎えその文化的な影響を受けた。寺院他六郎館・猪岡短塚館等の中世城館、板碑等が多く確認される。本遺跡も、こうした背景に成立したものである。

江戸時代の遺跡としては、中世から館として築かれている浦谷城がある。

以上のように、浦谷町の遺跡は、箕岳丘陵の周辺に散在し、各時代ごとの遺跡の位置から当時の生活をさぐる事ができる。

3. 中世の浦谷

浦谷町大谷地は、中世中期以降遠田郡に含まれ現在もその区分名で呼ばれているが、古代末から中世までの文書や記録によるかぎり中世初期から中期にかけて、古代末期(11世紀後半)に成立した小田保に含まれていたと考えられる。小田保の範圍・性格については異説もあるが、奈良時代に成立した小田郡が、律令政治崩壊後小田保として新たに成立したものとと思われる。すなわち「和名抄」の小田郡の条に記された小田・牛甘・石毛・賀美・余戸の五郷で、現在の遠田郡の東部大半を占めたものである。保は、在地領主との開発契機として成立した国衙領地の一つで、権門や社寺等がその成立に大きな役割を果たしたとされている。そうした点から、保と郡との関係は独立した別個の行政区域としてみるべきである。小田保が、周囲の保(高城保・大谷保・長世保・深谷保)と同様に河川(迫川・江合川)の氾濫原・低湿地上に立地しているのも、肥沃な土壌を開発しようとする保の性格のあらわれである。しかし、小田保に関する文献は少なく、「吾妻鏡」に文治・建久頃小田知家・小田知重によ

る支配があったと、仁治二年(一二四一年)に紀伊五郎兵衛入道坂西と同七左衛門尉重綱が小田保をめぐって相論した事以外、その前後の支配者については皆目わからない。同じころ、隣接する遠田郡は、文治五年(一一八九年)の源頼朝による平泉藤原氏征服の論功行賞として、遠田郡地頭職が和田義盛や山鹿遠綱に与えられたが、建暦三年(一一二三年)の和田義盛の乱を境に、遠田郡をはじめ、名取郡・伊具庄・金原保・巨理郡・刈田郡・玉造郡・栗原郡等は、北条氏一門による支配の中に入っていた。余目記録によると同年に遠田郡は北条泰時に恩給されて北条氏九代の公領となり二万貫を数え、年々の貢物として小田保黄金山の砂金が送進されていることが記録されていることから北条氏の一連の動きの中で小田保もその支配に含まれていたと考えられる。但し、当時の隆峯寺の勢力を考えると、単なる豪族相互の支配関係だけでは考えられぬむきもある。古代において特定の寺院は、10世紀以後必要経費を国司から受領しているが、11世紀末以後は特定の田地を固定の所領として自ら徴集する形でまかなうようになった。隆峯寺が中世葛西・大崎の祈禱所であり、数十からなる坊が控えていたことから、大寺院であったことがうかがえる。それ故、近隣の在郷に隆峯寺寺領があったことも考えられる。

元弘三年(一二三三年)北条氏の滅亡により、それまで支配していた広大な北条氏領は分配されるに至ったが、遠田郡・小田保の所領

を受けた者の名については文献上全く表われてこない。前述した葛峯寺領としての位置づけが同地にあったか否かは別として、元弘三年から文和二年の斯波氏の登場をみるまでの四十年間に浦谷に關わりのあった豪族を文書から挙げてみると、建武四年（一三三七年）に奥州管領として入部した北朝方石塔義房、暦応三年（一三三〇年）葛峯寺衆徒から寺社再興の申請を受けた足利直義、文和二年（一三三三年）葛峯寺十一面觀音像胎内經の祈願者として吉良貞家の奉行人齋藤景利・都築家利（参見前記）があげられる。又登米・本吉・牡鹿を領し、南朝方に組みした葛西氏の名もあげなければならない。その内のいづれか、あるいは他の者も含めた複数の者による支配があったとしても、文和二年斯波家兼によって石塔義房が討たれ、玉造郡・速田郡を含む大崎地方一円が統轄されたものと考えられる。

このように、南北朝時代の諸豪族の動きは目まぐるしく定まらないうが、南北朝時代末期以降、仙北においては、東部に葛西・西部に大崎（斯波氏）の両豪族が勢力をもち対置していた。「葛西盛衰記」に、葛西領登米佐沼統き、大崎領南遠田是を取らんと葛西晴清貴めあく、大崎打ち負け葛西の手に入る……と記されているとおおり、遠田郡浦谷町周辺が大崎氏と葛西氏の領地の接点となっていたことがわかる。しかしながら、具体的な領地の範囲を明示する資料は見つかっていない。

室町時代になると、浦谷町は大崎氏の勢力圏であつたらしく、大

崎家兼の三男彦五郎が浦谷町西城の城白々城の城主となり、その二男が浦谷美濃守と称し浦谷八郷を支配していたことが、「大崎最上黒川及支流家譜」に記されている。しかし、天正十八年豊臣秀吉に領地を没収されるにいたって、大崎氏の浦谷支配は終り、近世へと移っていく。

三、調査方法と経過

1. 調査方法

発掘調査は、迫川改修工事によって敷地が堤防となる御膳姫社移転に伴い、同神社西側の板碑群が位置する30㎡を対象とした。調査の主眼は、板碑の現状を記録すること、板碑造立に際しての地下遺構を確認することの二点に重点をおいた。地区設定に際しては、地軸に直交する東西軸を定め、それを基準に調査区域全体を3m単位のグリットをもうけ通り方を設定した。実測図は20分の1の正面からみた見通図、平面図、断面図を作成した。又、グリット配置図は20分の1の平板測量を行った。

2. 調査経過

調査は、昭和54年4月12日に開始した。すでに露頭している板碑を実測する為、グリットを組み通り方を設定した。板碑群は四行横列になっており東側より各列A B C Dとし、列ごとに左から算用数字の番号をつけた。平面図・見通図(1/20)をそれによって作成した後、表土(1層)を剥ぎ、板碑を遺立する際の掘り方を求め調査した。

掘り方は2層上面で確認したが、板碑一基ごとの掘り方の他に板碑敷基を続けた細長いものもみられ、どれも浅く、その埋土には1層の土が入っていた。さらに2層土中より、板ガラス片が出土したことから、後世の移動による新たな造立であると考えた。その為、グリット北側に幅1mのトレンチを入れ層序を確認した結果遺構確認面2層は盛り土で、3層が旧表土であることを確認した。

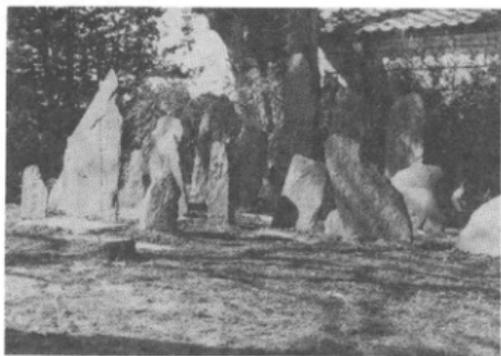
(3層土中から近代の陶器破片が出土した。)4層は地山で遺構は確認できなかった。発掘調査は4月15日でおえ、同16日に遺跡並びに周辺の地形図を平板測量し、調査の全行程は終了した。しかし、後日浦谷町教育委員会より工事中に同地河川傾斜面より板碑が発見されたとの連絡をうけ、調査におもむき板碑を採集した。

3. 調査の結果

以上の経過をふまえ、地元からの聞き込みをしたところ、同板碑群の板碑は昭和三十年頃川底より引き上げられ、御膳姫社境内裏に立てたものであることが明らかになった。



御膳姫社
御膳姫板群遠景
(東側より撮影)

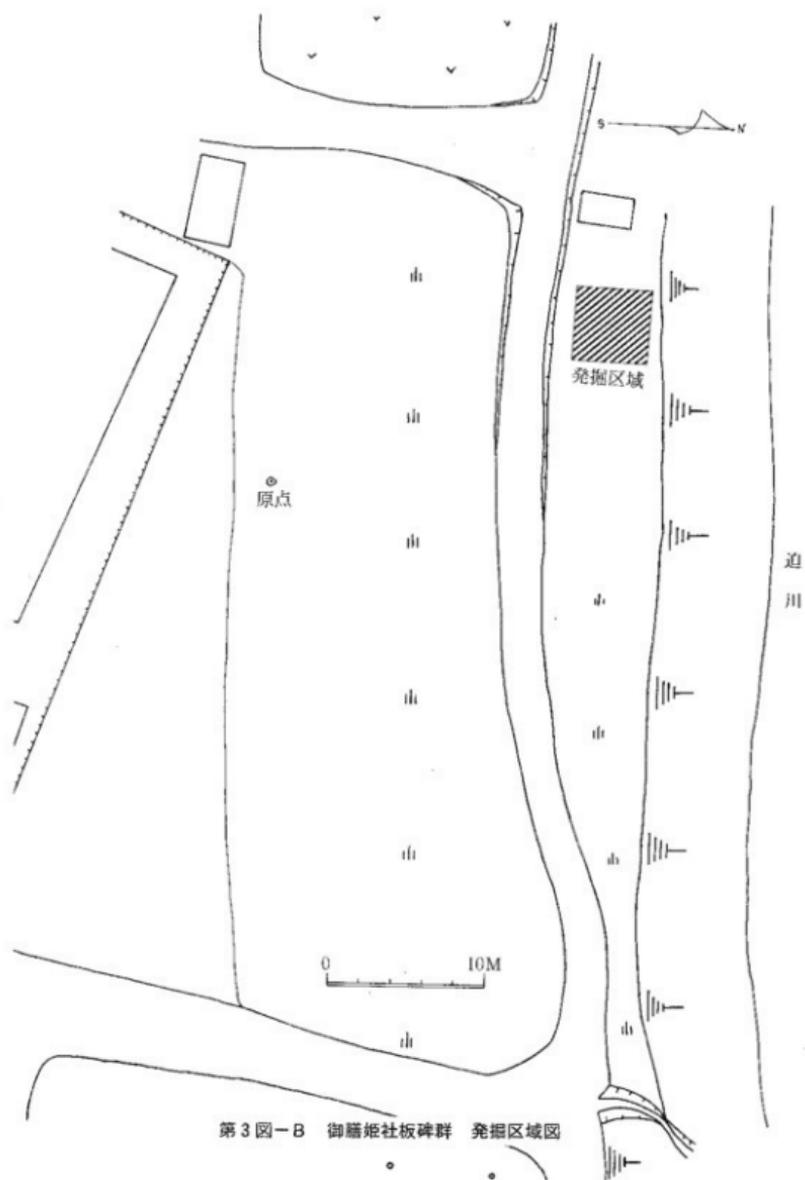


同板群正面



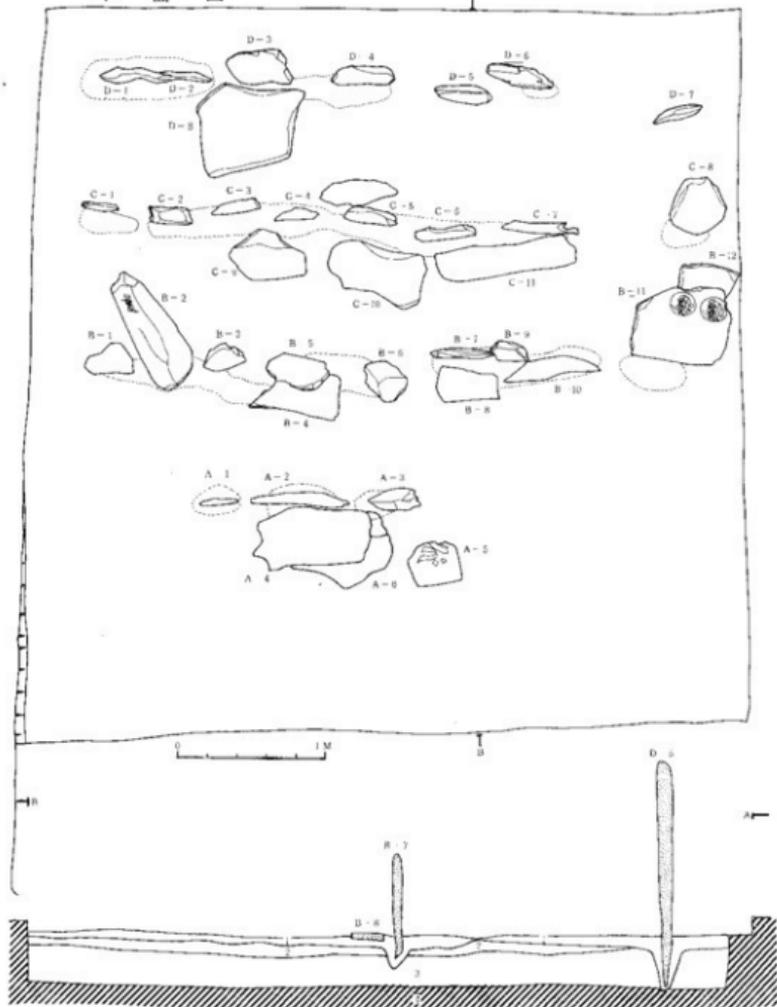
同板群側面

図版 1



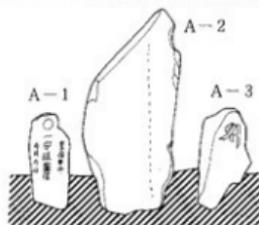
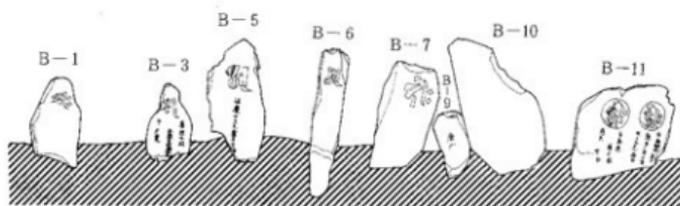
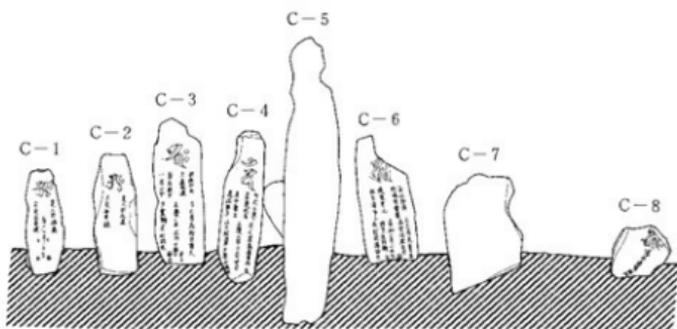
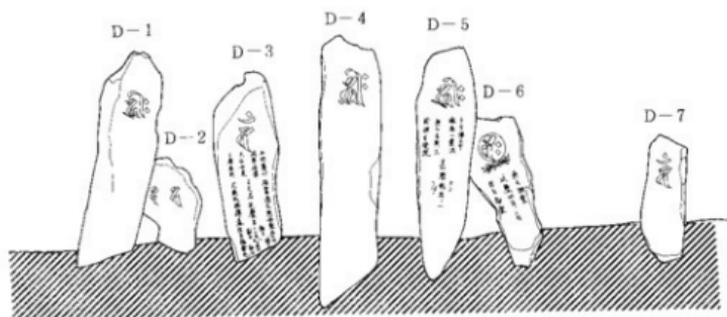
第3図-B 御膳所社跡群 発掘区域図

平面図



1. 10 YR 4/4 シルト - 表土
2. 10 YR 5/8 シルト - 盛土 (板ガラス片出土)
3. 10 YR 3/2 シルト - 旧表土 (近代陶器出土)
4. 10 YR 4/4 シルト - 地山

第 4 図



0 1 M

第 5 图

四、発見した板碑

1. 板碑の概念規定と宮城県内の板碑

板碑とは、古碑・古墓・石仏と共に江戸時代から用いられてきた呼び名の一つであるが、明治二十一年、白井光太郎が「人類学雜誌」に「板碑に就いて述ぶ」と題した論文を出して以来、鳥居龍蔵等の研究者により学術的な用語として定着し使用されてきた。近年、楯垣元・久保常晴等は、板碑本来の性格が「碑」ではなく「塔」であり、「板碑」たる名称の使用は正確を欠くとして、板石塔婆・青石塔婆等の名称を提示した。しかし、「板碑」という名称が歴史的な慣用語である為訂正し難く、「板碑」と併用することにより、補足的な説明をするにとどめている。こうした板碑の規定条件は、服部清道の分類による武蔵型板碑の特色をもって一般的に緑泥片岩を用い偏平で頭部を三角形にし、体部との境に二条の切り込み線を有した形態をもつものであるとしている（図版2）。この形態を整えた現在最も古い板碑は、埼玉県大里郡江南村須賀広の嘉禄三年（一二二七年）板碑であり、同地に首部二条線を有した古い板碑が多く存在することから須賀広周辺が板碑発祥の地と考えられている。しかしながら、この板碑の概念は外見的な形態の特色から求められたもので、



図版2 埼玉県慈光寺境内

本来は板碑の造立主旨・記刻方法（板状で偏平な面に上部から種子・願文・年号を刻む）他石造物との比較から求められなければならないと考ええる。福岡県宗像郡玄海町鎮国寺の阿弥陀如来像彫元永二年（一一一九年）の板状自然石製卒塔婆、あるいは、佐賀県杵島郡北方町勇猛寺の仁安三年（一一六八年）の板状自然石製卒塔婆等、平安時代にはすでに、九州を中心として板碑に類似した石製卒塔婆の造立が確認されている。これらは、明確な基準なしに平安時代の石造物として板碑とは区別し古碑と呼ばれているが、これらと板碑がどのような関係にあったかをさぐることは、質的な板碑の源流をさぐり、これまでの規定を再考する要素を備えているものと考ええる。

宮城県内に石製卒塔婆が発生するのは、名取市高館古田にある文永九年のもの最古であり、文永十年になると角田・名取・仙台・

松島・鳴瀬・河北の九ヶ所のみられる。その後山岳部を除く県内全域に急速に広がり、造立数も一段と増加する。すなわち、関東地方で板碑が発生してから50年後、武蔵型板碑造立が最盛期を迎える時期に、宮城県で造立が開始される。このような発生の間隔差を考えると、武蔵の地域に発生して地方に発展したと受けとめられるが、宮城県内の文水から永仁までの初期造立期のもののみをみるかぎり、関東地方からの形態的な特徴の伝播の形跡は全く認められない。前述した形態的な特色を「板碑」を規定する条件とするならば、宮城県内にみられる石製卒塔婆を板碑と称することはできない。しかしながら、扁平な面に記刻した内容とその方法は、多くの研究者が認められている通り武蔵型板碑と同様であり、文永九年以降の本県の石製卒塔婆を「板碑」と称して差し支えないと考える。

板碑が、同じ供養塔として造立された五輪塔・宝篋印塔と異なる最大の特徴は、①板状で平面的な塔である為比較的加工が容易であること。②宗拝仏を装飾・荘厳を凝らした凶像・種子にして正面中央に掲げることができること。③多くの折願銘文を刻むことができること。の三つをあげることができる。こうした特色が板碑発生に至る理由になったとは断言できないが、板碑の最大の利点であることにはかわりはない。

以上のことから、全国に分布する板碑の諸形態に共通する要素を取り出すと次のことがあげられる。

「扁平で丈長の一石を使用し、裏面を利用することなく、正面上

方に種子又は凶像を刻み、その下方に年月・折願銘文を添えた
追善逆修の爲の供養塔」

前述した項目が板碑概念を決定する規定となり得るかどうかが、今後の議論にまかせることにする。

宮城県の板碑は、文永九年に発生して以来、中世を通じて「千基以上と思われる板碑が造立されている。その大半が政治・宗教の中心舞台となった登米・桃生・石巻・仙台・名取に集中しており、松島・黒川を境として以南では鎌倉時代末期に最盛期をみる反面、以北では室町時代初期に最盛期を迎える等地域によって盛衰の時代が異なる。

こうした地域差は石材加工技術・方法にも現われる。特に使用石材に関しては、粘板岩をはじめ、砂岩・泥岩・礫岩・安山岩・花崗岩等あらゆる石材が用いられているが、名取川以南では安山岩、名取川周辺では川原石、岩切から松島にかけては砂岩を使用する等、地元で採取し得る石材を用いることによって、一定石材使用のまとまりをしめすところもある。又、石巻から仙北地方一帯では、北上川等の河川を利用して石材運搬がさかに行なわれていたと考えられ、石巻市稲井にのみ産する粘板岩製の板碑が広い範囲で発見されている。又、形態的には武蔵型板碑と同じものが古川市・弘安郡に「一基確認されている以外類似例はないが、福島県の板碑の特色としてあげられる額の突き出した、二条線の伴わない板碑が角田・名取から三基確認されている。その他の板碑の形態は、形態加工がなされているにもかかわらず一定した特色はみいだされていない。

2. 発見した板碑

御膳廻社板碑群は発掘調査によって出土した粘板岩38枚中、種子や年号等から板碑と確認した26基と発掘調査後、調査区域外（堤防斜面）から工事中発見された13基の合計39基の板碑からなる。その内、造立期の形態を保っている板碑は18基で、ほぼ半数が何らかの箇所に欠損部分がかがえる。確認した板碑は、有記年板碑（年号・偈・祈願文等、種子以外の記刻を伴うもの）、22基と無記年板碑（種子以外の記刻を伴わないもの）、17基に類別できるが、双方とも形態加工及び彫刻方法に共通する技術が加えられている。

これらの板碑の特徴等についてはくわしく後述する。

整理の際用いた板碑の番号はAからDまでは発掘調査において確認した石材の通し番号を使用しており、板碑とみなされないものは一覧表内より番号をはずした。Eは調査後に発見された板碑である。

3. 有記年板碑

当板碑群より出土した延慶二年（一三〇九年）から康徳二年（一三三九〇年）までの年号をもった板碑22基の内、形態のととのった14基の板碑について特徴、偈、祈願文等の解釈を加える。

出土板碑(石材含)一覧表

※ 単位は全てcm

※ E-1.2.4.8.9.10.11.12に金泥付着

番号	年号	種子	高さ	幅	厚さ	種子縦	横	彫り幅	彫りの深さ	断面	彫り方
A-3	——	ㄐ	75.5	30.2	12.5	11.0	8.5	1.5	0.6	A	I
5	——	ㄐ	38.0(断)	28.5(断)	3.1	18.6	断	3.0	0.6	B	II
B-1	——	ㄐ	65.8(断)	34.0	7.8	14.0	12.0	1.7	0.4	A	I
2	——	ㄐ	85.4	31.0	12.0	17.5	8.5	1.8	0.2	C	IV
3	嘉慶3年	ㄐ	57.0(断)	29.0	9.0	14.2	12.5	1.7	0.4	A	I
5	延慶2年	ㄐ	87.0(断)	44.0	3.5	22.0	16.6	3.5	0.3	C	IV
6		ㄐ	104.0(断)	19.5	14.0	15.0	11.5	2.5	0.6	A	I
7		ㄐ	77.5	36.7	6.5	21.2	20.0	2.5	0.2	C	IV
8		ㄐ	49.7(断)	25.2	5.5	断	9.5	2.0	0.3	C	IV
9	康成2年	——	48.0(断)	23.0	7.3	—	—	—	—	—	—
10		ㄐ	100.0(断)	49.5	4.0	17.0	8.5	2.0	0.2	C	IV
11		ㄐ ㄐ	91.5(断)	62.0	4.5	左 14.7 右 14.5	11.8	1.7	0.4	B	II
12	年	——	36.5(断)	48.5	4.2	—	—	—	—	—	—
C-1	康成2年	ㄐ	73.2	28.0	6.0	9.2	9.2	1.5	0.5	A	III
2		ㄐ	84.2	28.6	11.4	9.0	11.8	1.7	0.4	A	I
3	正慶2年	ㄐ	101.5	33.3	8.6	18.5	19.0	2.7	0.3	B	不明
4	正慶2年	ㄐ	106.4	30.0	3.7	24.0	9.0	2.0	0.3	A	I
6	貞和2年	ㄐ	88.0(断)	37.5	2.7	断	14.0	2.0	0.2	B	II
8		ㄐ	64.5(断)	36.0	8.0	断	12.3	1.2	0.3	A	II
D-1		ㄐ	155.0	45.0	9.7	40.5	33.0	5.0	0.8	B	III
2		ㄐ ㄐ ㄐ	72.5(断)	43.5(断)	3.2	10.6 11.8 11.0	5.7 8.5 7.0	2.0 2.2 2.2	0.2 0.3 0.2	A	I
3	正慶2年	ㄐ	145.0	40.5	5.5	29.3	15.0	2.5	0.5	A	III
4		ㄐ	187.0	40.5	6.0	断	25.0	3.5	0.6	A	I
5	嘉曆2年	ㄐ	169.0	40.5	9.0	33.0	32.5	4.0	0.6	A	I
6	延慶4年	ㄐ	105.0	31.5(断)	7.0	16.0	10.5	2.5	0.6	A	I
7		ㄐ	82.5	30.0	17.0	22.5	11.0	2.2	0.3	A	I
E-1	文和2年	ㄐ	62.8(断)	15.4(断)	5.8	断	断	2.0	0.6	A	不明
2		ㄐ	67.4	31.2	4.8	11.8	11.8	1.5	0.3	A	不明
3		ㄐ	115.3	30.0	7.2	23.0	10.5	3.0	0.5	A	I
4	文和2年	ㄐ	91.2	32.0	9.0	11.0	11.0	2.0	0.5	B	II
5		ㄐ	115.4	41.3	7.5	29.0	26.0	3.0	0.8	C	III
6	延文2年	——	48.2(断)	32.5	4.0	—	—	—	—	—	—
7		ㄐ	63.0(断)	28.0	5.2	17.7	8.5	2.2	0.4	A	II
8		ㄐ	46.4(断)	26.2(断)	7.1	34.6	断	2.0	0.6	A	不明
9		ㄐ	23.9(断)	13.4(断)	2.0(断)	断	断	—	—	A	II
10		ㄐ	56.2(断)	36.7	6.2	10.6	10.3	1.6	0.3	A	I
11	嘉曆3年	——	76.0(断)	21.9	4.2	—	—	—	—	—	—
12		——	57.4(断)	21.5	5.2	—	—	—	—	—	—
13	年	ㄐ	59.2	11.2	8.6	11.8	6.2	0.8	0.6	A	I

有記年板碑一覽表

B 1 3

善住不救

礼

西教嘉慶三七月

不□□覺

己

礼

皆在衆生

正慶二年正月廿五日

己酉

敬白

D 1 6

過去幽靈

礼

延慶四年二月

往生極樂

亥

B 1 5

延慶才一天霜月才十日

今此三界 右志者為相当弥□并

皆是我有

礼

正慶二年十二月卅日

E 1 1

文和二年三月四

我等興□生

皆共成佛道

B 1 9

康成二

其中衆生 悉此吾子 作乃經法界平等利益也

B 1 11

右為幽母 孝子

康永二年十一月十九日

卅十三忌 敬白

右為惠□ 敬

施主

慈父□也 白

C 1 6

一念弥陀佛 右逆修追善志者

即滅無量罪 為空法比丘尼施主

礼

貞和二年十月日

現受無比業 現当二世所願敬白

E 1 4

過去聖靈相當一百命日

右志者為文和二年三月一日

乃至法界平等利益故也

E 1 6

過去阿法幽次才

B 12

後生清淨土 成就圓滿故也

右志者為延文二
二年忌辰成佛得道西

C 18

婦西道婦禪門

E 18

相

年 二月
五日

D 13

本地發心 相當過去悲母聖靈五七日 施主

右志者為

日忌辰成佛

C 11

是人於佛道

法界塔婆

施主

次 康應二年二月一日

決定成菩提

大日如來

右志者為正慶年丙寅二月十五日丙寅 敬白

E 11・12

去悲母聖靈三十敬白

C 12

是人於佛道

D 15

三摩耶形 忌辰成佛得道往生極樂也 敬白

嘉曆三年四月日

往生極樂也

次

決定無有疑

十方佛土中
唯一乘法

續

無二亦無三
嘉曆丙寅年十丁卯

E 15

志者為

C 13

釈迦如來 右志者為相當慈父

除佛方便說

志者為
己年十二月

久遠成道

孝子

B13

善住不教

西教嘉慶三十七月

不□□寛

年代 一三八七年

大きさ 縦 57 cm (下部欠損)

横 29 cm 厚 9 cm

種子 一サ 聖観音

左側部に鑿を打ち込んだ痕跡が五箇所認められ、頂部は頂点を丸くした三角形を呈し、正面部には丁寧な磨製が施されている。種子は彫刻痕から刷毛書きによる莖研彫りである。又、種子を彫る為の前段階の作業の痕跡と思われる「仮り彫り痕」(実際に彫った周辺に線刻で型どった跡)がみられる。尙、「善住不教、不□□寛」の

出典は不明、年号嘉慶三年の上二字「西教」は、他に前例がない為断言できないが、人名ではないかと考える。

B15

年代 一三〇九年 (最古)

延慶才 天霜月才十日

種子 一ア 胎蔵界大日如来

梵字・文字の周辺のみ磨製。種子の構図は刷毛書きで力強いが、彫りは竹彫りで他の板碑と様相を異にする。年号の彫り方と種子の彫り方とは同じでU字型の鑿を使用し、底線と平行に数回彫る技法

によって形成されている。種子内は簡単な磨製が施されている。延慶第二天は木板群中最も古い板碑で「天」は、年の代字として多く板碑に用いられている。

B111

右為蘭母孝子

康永二年十一月十九日

卅十三忌敬白

右為恵一敬

施主

年代 一三二二年

大きさ 縦 91.5 cm 横 62.0 cm

厚 4.5 cm (板状)

種子 一キリク 阿弥陀如来

月輪 直徑 縦 18.8 cm 横 18.4 cm

線刻

慈父□□白

白

頂部は全体に丸く、左上方部に正面を偏平にする為外側から内

側に加えられた幅 1.1 cm の鑿の削り痕(図版3 右下)が50カ所程確認さ

れる。種子は、構図の異なる二種(左の丸は丸の涅槃点の位置を変

えた異体)を用いているが、双方とも刷毛書きによる莖研彫りである。月

輪との関係は、種子の月輪外はみ出しと、部分的に弧が歪に切れてお

り、種子を切っていないことから種子一ヶ月輪の順に彫ったと考える。

同板碑は双式板碑で、一部判読できない文字もあるが、右側に

「蘭母」左側に「慈父」とあり、孝子某が亡両親の追善の為に建て

た板碑である。県内には、石巻市狐崎宮刈浜の元享二年(一三三二年)の追善の板

碑以外確認されていない貴重な資料である。記刻書体は行書体であるが、右の文字「右為幽母……」と左の文字「右為愚□……」に書体的に異なりが認められる。特に、左右の「右」の書き方は筆の運び字形等が全く異なることから同一人物による彫文ではないと考えられる。種子、月輪等は彫り方、構図共に同一期のもと思われるところから、左右いずれかを後世に記刻したか（改修による追刻も含む）あるいは、加工した人物が異なったかのいずれかである。

C11 年号 一三九〇年

是人於佛道

敬

大きさ 縦 73.2 cm 横 28 cm 厚 6 cm

永 康應二年二月一日

決定成菩提

白

種子 タラーク

虚空藏菩薩

本板碑群中有記年板碑では最も新しい板碑である。頂部は平で、表裏共に荒い剝離をみるが、正面文字の部分のみ磨製が施されている。種子は刷毛書きの葉研彫りで、彫った面は丁寧な磨製で仕上げられている。偈「是人於……」は（この人は佛道において決定して菩提を成す）の意だが出典は不明。しかし、C12 にあられた偈「是人於佛道、決定無有疑」（法華經如来神力品第二十一）と比べると最後の三文字が異っているだけである。

C13 年代 一三三三年

釈迦如来 右志者為相当慈父
久遠成道 孝子

大きさ 縦 101.5 cm 横 33.3 cm 厚 8.6 cm

永 正慶二年正月廿五日

皆在衆生 敬白

「念必中 生靈願并此故也」

頂部は、ほぼ平で側部が平行な直線を呈する板状の板碑である。

種子は刷毛書きの葉研彫りであるが、彫りはきわめて浅い。釈迦如来以下の偈は出典不明、祈願内容から亡父の追善の為に造立した旨がうかがわれる。体裁の整った板碑である。

C14 年代 一三三三年

今此三界 右志者為相当慈父

大きさ 縦 106.4 cm 横 30.0 cm 厚 3.7 cm

皆是我有

正慶二年十二月卅日

種子 パン

其中衆生

金剛界大日如来

悉此吾子 作乃経法界平等利益也

頂部は側部よりやや細くし、丸みをつけているが

側部は直線的で幅が一定である。正面は、一回の剝離で全面磨製が施されている。種子の構図の書き方は筆書きで、彫り方は浅い葉研彫りである。今此三界以下の偈は、妙本蓮華経譬喻第三にある「この三界は余の財産であり、そこで焼かれる者達は我息子である」の

意、折願文は行書体を用いているが雑拙である。相当弥の下が読み取れないが、弥の追善供養の為に建てられたものと考ええる。法界平等利益は日本各地で流行した常用語である。

C16

年代 一三四六年

一念弥陀佛 右逆修追善志者

大きさ 縦 88.0 cm (上部欠損)

即滅無量罪 為空法尼 施主

横 37.5 cm 厚 2.7 cm

現受無比業 現當二世所願敬白

種子 キリク

後生清浄土 成就圓滿故也

阿弥陀如来 上部が残っていない為、頂部形態は不明だが側部は直線的で平行な板状を呈する。種子の構図の取り方は刷毛書きで彫り方は薬研彫りで丁寧な磨製が施されている。一念弥陀佛以下の偈は阿弥陀如来を讃辞した観世音菩薩往生浄土本縁経の一説である。しかし、「四行目」「後生」は、経文では往生となっており誤りである。「阿弥陀如来を一に念ずれば、無量の罪を滅し、比類なき楽しみを受け、往生の浄土を清める」の意。下方の折願文は、尼僧堂法の逆修追善の願いが円満に成就するようと祈ったものである。

逆修

逆修 死後の追善供養では七分の功德の内一分の功德しか受けられないが生前に善根を施せば七分の功德全てが与えられるという思想から盛んに逆修供養が行なわれた。逆修供養には、前述した死後

の善提の安穩を祈り生前において種々の善根功德を行なうものと、亡者の忌日以前に追善法要を営むものとの二つの意味がある。本板碑の逆修追善は後者を意味するものと考えられる。

C18

年代 不明

婦西道帰禅門

大きさ 縦 64.5 cm (上部・下部欠損) 横 36 cm

厚 8.0 cm

種子 キリク 阿弥陀如来

欠損の為形態は不明だが、粘板岩製自然石をそのまま使用し、文字の周辺のみ磨製している。種子の構図の書き方は筆書きでくずれているが彫り方は薬研彫りである。文字は行書体で「婦西道・帰禅門」と読むのであろうが、このような板碑の記刻方法は前例になく意味は難解である。

D13

本地發心 相當過去慈母聖靈五七日 施主

法界塔婆

右志者為正慶二年十二月十五日 施主

大日如来

敬白

三摩耶形 忌辰成佛得道往生極楽也 敬白

大きさ 縦145㎝ 横40.5㎝ 厚5.5㎝
種子 子パン 金剛界大日如来

形態は全体的にみて不定形ではあるが碑面を平滑にした板状を呈し種子、文字周辺を簡単に磨製している。種子の構図の書き方は筆書きによるもので、彫り方は薬研彫りを用い磨製を施している。本地發心以下の偈の出典は不明、祈願文は亡母の五十七日目の追善供養を表わしているが、木板碑の記刻方法には、書体の異なった二種の文字がみられ、彫文は一時期に全て彫ったものではない。それぞれ書体により分記すると左記の通りとなる。

① 本地發心 相當

法界塔婆 右志者為正慶^大一年□月十五日 施主
大日如来^乙 敬白

三摩耶形

② 相當過去悲母取靈五七日

丙施主八
延元年二月
子敬白
忌辰成佛得道往生極楽也

祈願文相當の二字は、書体の異なった二種の文字が重なってみられるところから、①の彫文を削り取った後に②の祈願文を追刻したも

のである。相當の二文字同横年号の正慶二年□月十五日も、削り取りが不十分な為に、後に彫った延元年二月八日の文字に重なって表われている。又正慶の正の文字を利用して延元の延を彫っていることが認められる。年号とそれに付随した干支は一致する。

正慶二年は西暦一三三三年で北朝年号であるのに対し、追刻の延元年は西暦一三三六年で南朝年号である。この関係については後述する。

D15 年代 一三二八年

十方佛土中 唯一乘法^大 種子キリク 阿弥陀如来
大きさ 縦169㎝ 横40.5㎝ 厚9㎝

無二亦無三^大 嘉應元年十^{丁卯} 有記年板碑の内最も大きい。形態的に頂部は丸く、側部は直線的で底部は舌状をなし地上に建てやすく薄くしている。頂部・側部は正

除佛方便説

面に剥離痕を残さぬよう、正面から裏面に向けて搨打し丁寧に凹凸を取る加工がなされているのに対し、正面は剥離後(一回)に二次的な加工を施さず荒い面のままになっている。種子の構図の書き方は刷毛書きで彫り方は薬研彫りを行なった後磨製を施している。十方佛土中以下の偈は、法華経方便品第二の一説で「十方の佛土の中には唯一乗の法のみありて、二もなく亦三もない、佛の方便の説をば

ながら、種子の彫り方は、一般に有記年板碑のものより彫り幅が狭く、彫りの深さも浅いものが多い。E-2のように金泥を塗ったものもあるが、加工後磨製していないものも多く有記年板碑と比較して加工処理は荒い。さらに、形態の調整加工もA-3（幅1.0cmの平盤の削りにより、頂部を丸く、基底部を薄くしている。）以外はほとんどが碑面部に簡単な磨製を施しただけのものである。

5. 加工方法

(1) 形態加工

確認した板碑は、極めて保存状態が悪く破損したものが多く。形状は丈60cmから115cmに集中し、最大高197・5cm（C-15）以上の大形の板碑はみあたらない。又、横幅も20cmから50cmの幅狭なものが多く、全体的には小形板碑群といえる。これらの板碑は、板状に薄剥離する粗粒で灰色を呈し、縮状の模様をもつ粘板岩（稲井石）と暗灰色で細粒の粘板岩の二種の異なった石材が使用され（ほとんどが稲井石を使用している）粘板岩以外の石材は全く用いられていない。本板碑群の板碑は、自然石をそのまま使用したものではなく、全て何らかの加工が施されている。

頂部においては、平に加工したものと、丸く舌状にしたものがあるが、一般には無加工なものも含め不定形の頂部を示すものが多い。その為、形態加工の主眼が頂部に払われたものであるとは考

えられない。

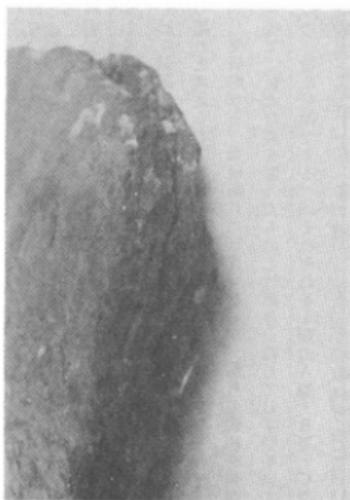
しかし、碑面部においては、ほとんどの板碑が、表面を平滑にする為に、一回から二回の剥離で面をつくりあげており多くの剥離痕を残さない。頂部、側部の加工は、正面から裏面に向けて力が加えられる共通する加工方法がとられている。又、剥離によってできた凹凸や高まりを、幅1.0cmから1.8cmの平盤を利用して調整している（図版4）ことや丁寧な磨製を施している点から加工の主体は、板状にした碑面を平滑にすることに重点がおかれていると考える。

基底部については、明確に基底部として形成されたものは七基あり、他の板碑からは確認することはできなかった。基底部形成は、舌状をなしたもの（A-3・D-15・E-13・E-14）と、左右どちらかを斜めに尖らせたもの（C-13・D-11・D-14）の二種類がある。特にA-3とE-14は、幅1.0cmから1.8cmの平斬による削りで、又E-13とD-11は剥離によって、土の上に建てやすいように薄く形成されている。

こうした加工痕は、有記年・無記年の板碑をとわず顕著に表われているが、形態の加工技術の時代的な変化及び地域の特徴は見いだせなかった。



基底部の調整 E-4



側部凹凸（笹くれ状）の調整痕
D-5



体部の削り痕 E-10

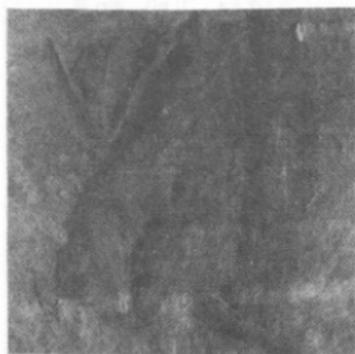


体部の削り痕 B-11

		高さ (A)	種 子	種子縦 (B)	種子横 (C)	種子幅 (D)	種子深 (E)	A/B	B/D	D/E	彫り方
B-5	延慶2年 (1309) (断碑)	87.0		22.0	16.6	3.5	0.3	-	6.29	11.7	C-Ⅳ
D-6	延慶4年 (1311)	105.0		16.0	10.5	2.5	0.6	6.56	6.4	4.17	A-Ⅰ
D-5	嘉禎2年 (1327)	169.0		33.0	32.5	4.4	0.6	5.12	8.25	6.67	A-Ⅰ
E-11	嘉禎3年 (1328) (断碑)	57.0		-	-	-	-	-	-	-	-
C-3	正慶2年 (1333)	101.5		18.5	19.0	2.7	0.3	5.49	6.85	9.0	B-?
C-4	正慶2年 (1333)	106.4		24.0	9.0	2.0	0.3	4.43	2.0	6.67	A-Ⅰ
D-3	正慶2年 (1333)	145.0		20.3	15.0	2.5	0.5	4.95	1.7	5.0	A-Ⅲ
C-6	貞和2年 (1346) (断碑)	88.0		-	14.0	2.0	0.2	-	-	10.0	B-Ⅱ
E-1	文和2年 (1353) (断碑)	62.8		-	-	2.0	0.6	-	-	3.33	A-?
E-4	文和2年 (1353)	91.2		11.0	11.0	2.0	0.5	8.29	5.5	4.0	B-Ⅱ
E-6	延文2年 (1357) (断碑)	48.2	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
B-3	嘉慶3年 (1387) (断碑)	57.0		14.2	12.5	1.7	0.4	-	8.35	4.05	A-Ⅰ
B-9	康応2年 (1389) (断碑)	48.0	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
C-1	康応2年 (1389)	73.2		9.2	9.2	1.5	0.5	7.96	6.13	3.0	A-Ⅲ

基みられるが総てC型と結びつき彫りが浅いところから、加工途上の感もする粗雑なものである。

種子の大きさは、板碑の大きさにはほぼ比例するが、種子の縦と横の關係(縦長か横長か)は板碑の形態とは無關係である。種子の縦の長さとの彫り幅との關係は、文和二年の板碑が幅広く力強い感がする以外、総べてが幅狭である。こうした種子の形態が、時代的あるいは地域的な特色になるか否かは今後の調査(他地域)によると考える。ただし、彫り幅と彫りの深さの關係は、文和二年を境に深くなる傾向を示すことを確認した。



B-5



A-3



D-2



B-1i



図版4 種子彫刻にみる加工

6. 御膳姫板碑群板碑の特色

確認した39基の内22基が有記年板碑で、延慶二年(一二〇九年)から康応二年(一二三〇年)までの81年間に確実な造立期間である。無記年板碑も種子の播因・彫り方から有記年板碑と同時期に成立したものと考える。この鎌倉時代末期から室町時代初期の短期間に造立された板碑は、極めて保存状態の悪いものであるが、無記年板碑、有記年板碑にかかわらず、粘板岩を使用した上面前後の小形板碑である。頂部、基底部共明らかに加工痕をもつものもあるが、加工の重点は碑面部におかれ、剥離後、削りや磨製による丁寧な二次調整が施されている。他の面には見られない特色である。種子は、糸・を多く用いて、12種類からなり、仮り彫り後、主に平たがねを利用した薬研彫りを行っている。種子の彫りは一般に浅く、当板碑群の特色でもあるが、彫り幅に対し文和二年前から深く彫る傾向を示す。重量感のある鋭さを残す種子は一基もない。又、月輪、蓮台の装飾を施した板碑は2基あり、種子・月輪・蓮台の順で彫られている。以上のことから板碑作成は、基本的には剥離による形態作製→削り、磨製による碑面部の調整→種子・装飾→祈願文の順で彫刻がなされたものと考ええる。

掲・祈願文共、文体は楷書・行書体を用いているものの総て稚拙である。掲を彫刻した板碑は10基(出典不明の掲4基)有り、出典経の一部を誤記したものもみられるが、主に法華経からのもので、

妙法蓮華経、觀世音菩薩住淨土本緣経から引用したものもある。願文については、内容から追善供養(二十三回忌・百ヶ日・五十七日・三十日)と逆修供養とが伺える。

願文中C18の堀西道輝神門と中央に刻んだものは例例がな、年号上に右志者の三文字を入れたものは宮城県南部(松島・大和町以南)ではみられないものでありさらに、E18で確認した梓線は、石巻仙台でもみられるが、東北地方以外ではみられない独特のものである。

形態加工・種子彫刻・祈願文彫刻・すべて稚拙な感はめぐえない。有記年板碑・無記年板碑を問わず、金泥が塗られており、(土中出土の板碑の大部分から検出)他地域にはみられない豪華な造立と考える。

五、まとめ

御膳姫板碑群発掘調査の結果、群形成は後世の立て直しと判明した。山に板碑から得た資料をもってまとめたい。

涌谷町内の板碑は、安政元年に編集された「封内風土記」において小塚にある春海造立の地藏控到板碑が紹介されて以来、大正年間に遠田郎誌、昭和六年に宮城県史跡名勝天然記念物が編纂されると

ともに、板碑数も増して記録されてきたが、御膳姫社板碑群についての紹介は、昭和四十年に出版された涌谷町史が最初で、昭和五十四年に刊行された「涌谷の文化財」——中世編——に窮頭している27基の板碑の内7基（有記年板碑）が集録されている。今回の無記年、有記年板碑46基は、御膳姫社境内裏手より出土したものである為、板碑群の成立と同社との関係を考えてみたい。同社の由来は、社伝によると息長津彦命・息長津姫命が祭神とされているが、成立年代と由来については全くわからない。安永元年に成立した封内風土記にも一切記されておらず、同書の記入もれとは考えられないところから、御膳姫神社の造営は、安永元年以降と考える。したがって、板碑群の成立は当社と直接結びつかない。しかし、板碑群の現位置は造立当初のものではないが、当地が尾岳から離れた自然堤防上に位置し、周辺は低湿地で中世の遺跡がないところから、迫川の氾濫に伴う若干の造立地移動以外、後世の板碑移動は考えられない。

当板碑群の造立開始は延慶二年で、宮城県内で板碑が発生してから（文永九年）36年後、涌谷に板碑が造立されてから（弘安元年）30年後と比較的遅い。その後50年間に続々と造立されるが、康應二年を最後に造立はおこなわれなくなる。同造立期は、鎌倉時代末期から南北朝時代にあたり、涌谷中世史上、北条氏の支配から同氏の滅亡を経て斯波家兼によって大崎地方一円が統轄されるまでの争乱の時代にあたる。板碑にみられる年号が北朝年号を使用しているこ

とは、南北朝時代初期から大谷地が足利方の勢力範囲に含まれていたことを示すものである。しかし、D-13の正慶二年の板碑（北朝年号）は、前記年を削って延元と南朝年号に彫り変えている。このことは、南北朝時代に入っただけに、北朝年号から南朝年号に変えなければならない事態が起ったことを示しており、大谷地が常に北



第8図 宮城県内の粘板岩産地

朝方の安定した勢力圏ではなかったことを暗示するものである。南朝年号の板碑は涌谷町では彫り変えた当板碑一基だけであるが、北上川を挟み桃生町、河北町では北朝年号の板碑は極めて少なく、興

多くの南朝年号の板碑が造立されている。以上のことから、南朝方、葛西氏と対峙する領域は北上川を境にしていたと考える。これら板碑の造立者について祈願文に空法比丘尼・西教といった法名は現われているが、具体的な俗名は記刻されてはいない。しかし、金泥の付着・石材が絶て石巻近辺から運んだものであること、供養を取り行なう経済的なことを考えれば、武士との関係なし

では成立しえなかったと考えられる。当板碑群の周辺の館は、桃生町中津山城、桃生町神取山館・浦谷町猪鬣短台館があげられるが、北上川を境にして現われた使用年号の違いから、当板碑群の造立者は猪鬣短台の館主による可能性も考えられる。

板碑造立が、中世宗教活動の一現象であることには変りはないがどのような宗派が関与したか知ることはできなかった。鹿峰寺を中心とした中世浦谷の文化を十分考慮しなければならぬのであろうが、板碑に結びつける要素がなく記載することをひかえた。

板碑が東北の中世史を解明する資料に用いられるには、多くの問題が残されている。主なものをあげると一つは無紀年板碑の性格づけと種子による時代相の基準である。両問題の解決は板碑研究の幅を広くするものであると考える。二つは、地域の特色を整理し、性格を同じくする集団をみつけることである。三つは、板碑と墓制・板碑と寺院・板碑と館といった造立位置とその関係についての問題である。

この度の調査では、そうした問題を十分に察していながら、他地域の資料不足で明確な答えを出すことができなかった。今後、さらに、細部の資料を統計的な観点に立ち比較を試みる必要があると思われる。御膳所社板碑群のように群単位の資料は、他地域との経済、宗教、政治、文化を比較できるものだけに、文書の保存が極めて悪い中世において、それにかわる要素は十分認められるものである。

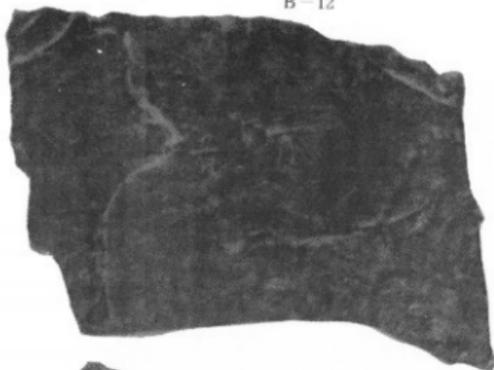
この調査にあたり、種々のご配慮を賜った方々に対し重ねて謝意を表する次第です。

参考文献

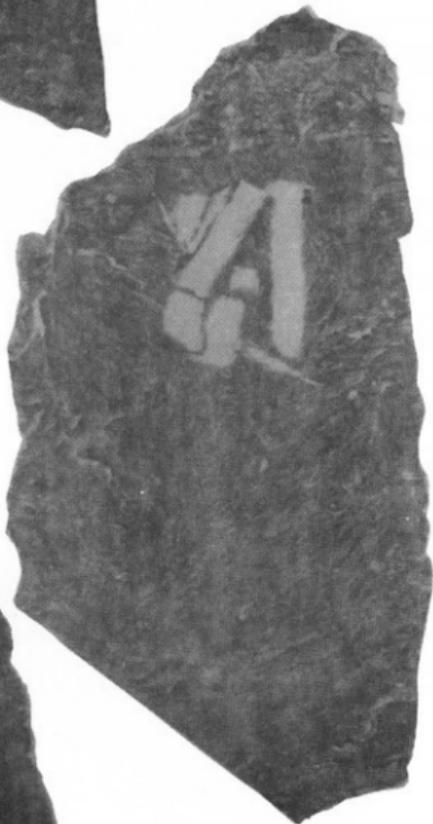
- 1 宮城県史 「史料集Ⅰ」宮城県史編纂委員会
- 2 宮城県史 「中世編」佐々木慶市
- 3 浦谷町史上「中世史」茂庭邦元
- 4 大和町史上 高橋富雄
- 5 河北町史 「河北町の板碑」山内栄一
- 6 宮城県史跡名勝天然記念物 清水東四郎
- 7 浦谷の文化財「中世編」浦谷町教育委員会
- 8 東北の仏教 及川大沢
- 9 法華経 「上・中・下」岩波叢書
- 10 平瓶11号 佐沼高等学校郷土研究部
- 11 多福院の板碑群 佐藤雄一
- 12 菅刈浜板碑群調査報告 佐藤雄一
- 13 梵字入門 綜共舎
- 14 板碑概説 服部清道
- 15 仏教考古学序説 坂詰秀一
- 16 中世奥羽の世界「中世的郡・庄・保の成立」大石直正
- 17 吾妻鏡 Ⅱ 国史大系 吉川弘文館
- 18 仙臺叢書 「封内風土記」宝文堂
- 19 宮城県の地質案内 宮城県高等学校理科研究会 地学部会編
- 20 仏教考古学講座 3「塔・塔婆」吉川弘文館

昭40 昭36 昭40 昭50 昭50 昭6 昭50 昭47 昭54 昭6 昭52 昭50 昭51 昭51 昭52 昭48 昭52 昭47 昭46 昭53 昭49 昭50 昭50 昭51 昭51

B-12



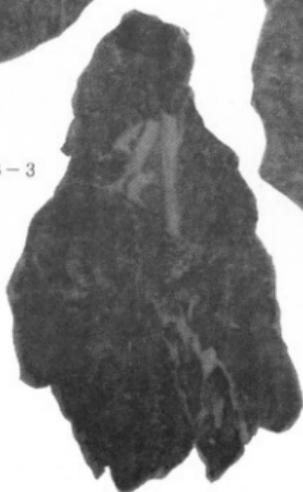
B-5



B-9



B-3



B-11



C-4



C-3



D-6

C-6



E-8



C-8



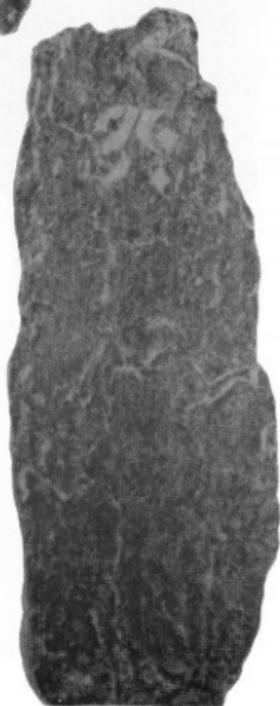
C-1



E-11, 12



E-1





E-4



E-13



E-10

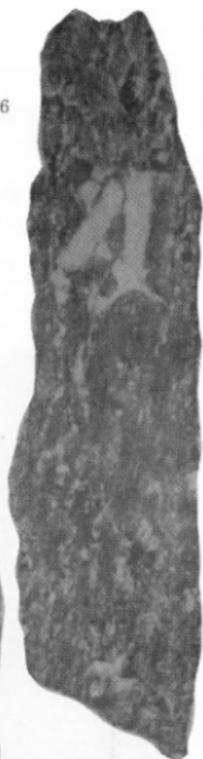


E-6

E-3



B-6

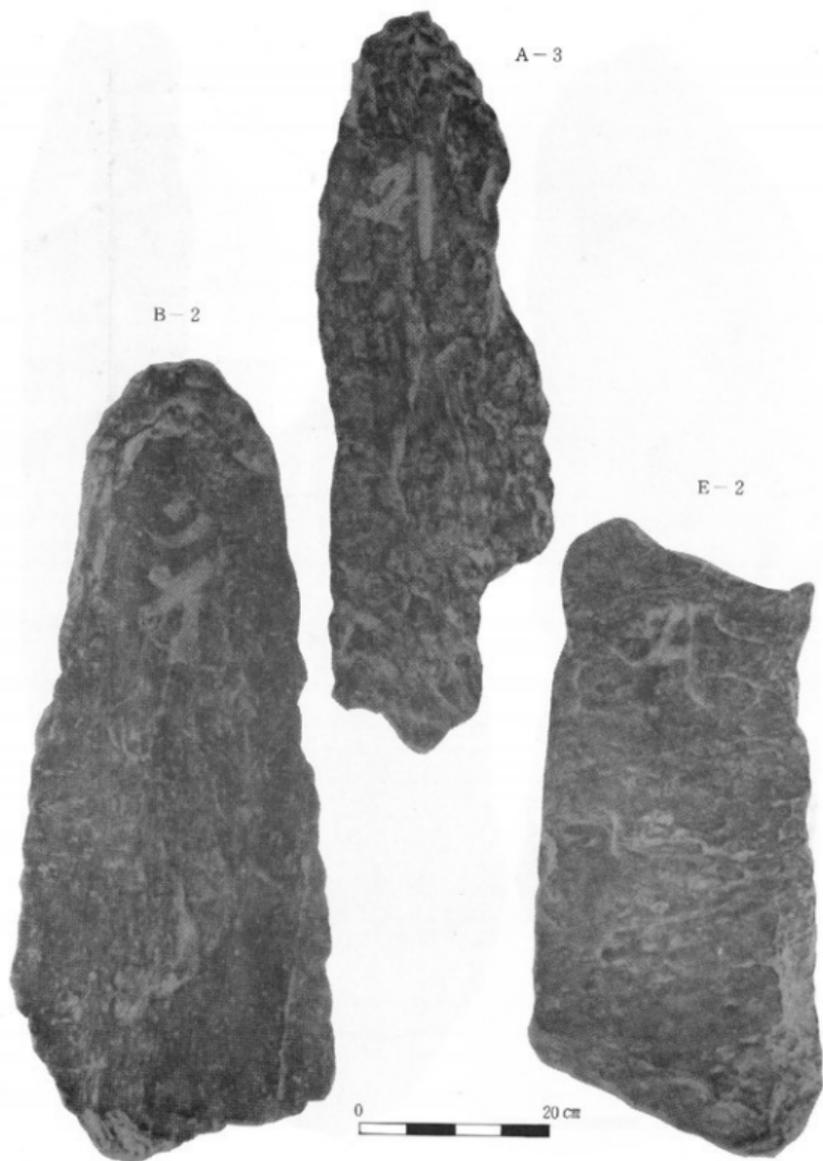


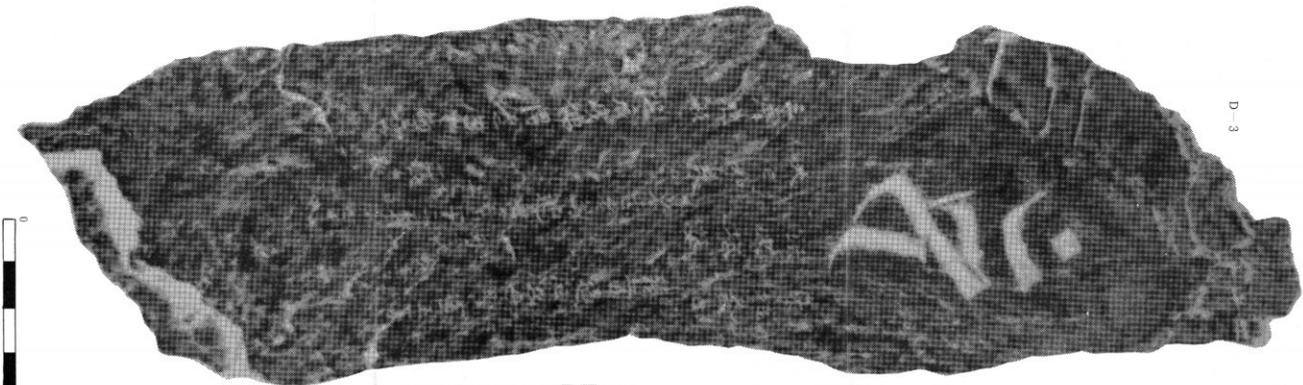
D-7



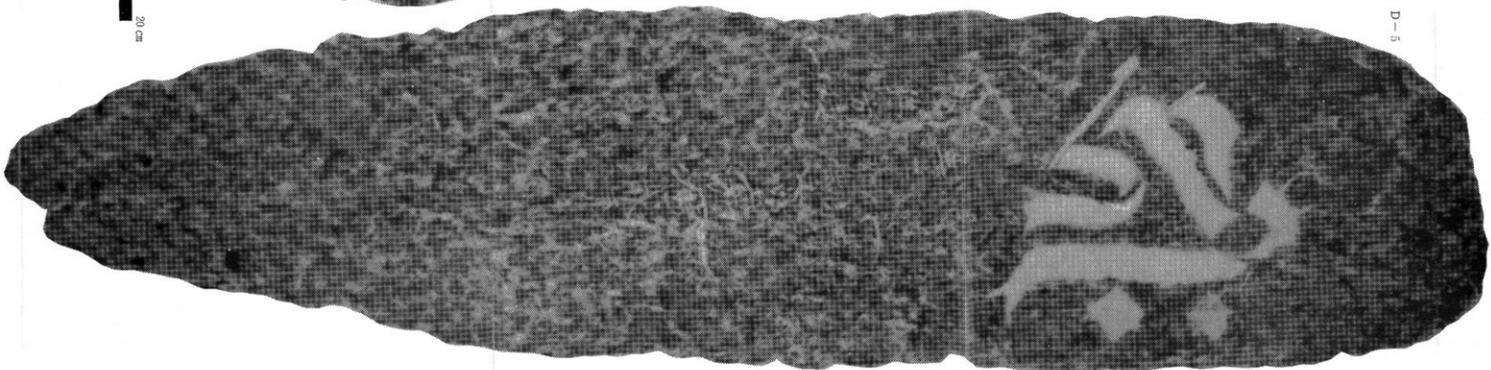
0 20 cm







D-3



D-5

御膳姫社 板碑群

昭和五十五年三月二十五日 印刷
昭和五十五年三月三十日 発行

発行 涌谷町教育委員会

●九八七—〇一

宮城県遠田郡涌谷町字新町裏一五三の二

印刷 川辺印刷株式会社

●九八三

仙台市田子字狐塚七六

